

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との審査の進め方に関する面談

2. 日 時：令和4年6月21日（火）9：00～9：30

3. 場 所：原子力規制庁10階南会議室（テレビ会議）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

志間安全規制管理官（研究炉等審査担当）、来住管理官補佐、水野係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括本部 奥田 本部長代理 他1名

大洗研究所 高速炉・新型炉研究開発部門 高温ガス炉研究開発センター センター長

同 高温工学試験研究炉部 部長

5. 要 旨

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）から、HTTRと小型モジュール炉（以下「SMR」という。）の関係について説明があった。

原子力規制庁（以下「規制庁」という。）からは以下の点を指摘した。

- ・HTTRはSMRと位置付けられているのか。

これらに対し、機構から、以下の回答があった。

- ・高温ガス炉（HTGR）は炉型を表すものであり、SMRと位置付けられるものもある一方で、HTTRはJAEA試験炉の固有名詞であってモジュール炉ではないことから、SMRではないと位置づけている。

これらに対し、規制庁から、了解した旨回答した。

また、第446回核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合について、規制庁より以下の点を指摘した。

- ・高速実験炉原子炉施設「常陽」の審査スケジュールを確認したが、その内容は努力目標であって、実態が伴わない印象を受けた。少なくとも許可の段階で、基本設計に沿って詳細設計が実現可能であることを確認しておけば、後段規制の審査がスムーズに進む。逆に、許可の段階で詳細設計の実現可能性を確認しなかった場合、後段規制の審査で実現不可能なことがわかり、許可に遡って再度変更が必要になることもある。この点をよく考えて全体として合理的なスケジュールを考えて欲しい。これは、担当者間でよくコミュニケーションをとり、共通認識を持って進めることが重要である。

これに対し、機構から、以下の回答があった。

- ・担当者に指摘事項を伝え、合理的に進めていく。

これに対し、規制庁から、了解した旨回答した。

6. 配布資料

Role of HTGR in Japan and Japan's HTGR Technology

以上